

(電子メール施行)
教体第1122号
令和3年4月28日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について

標記の件について、令和3年4月23日付け教体第1109号においてお知らせしたところですが、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、今後の県立学校の教育活動について、主に部活動にかかる県の対処方針を、下記のとおり一部修正（下線部）することが決定しました。

兵庫県においては、感染者数が1週間平均で500人を超える状況が続き、医療体制が逼迫し、他県にも受け入れの要請をする状況になっています。部活動においても、その行動場面から感染が広がっているケースも見られます。このため、人の流れをさらに減らす観点から、部活動を以下のとおり自粛することとします。

記

部活動【令和3年4月29日（木）～令和3年5月11日（火）】

- (1) 原則休止とする。
- (2) ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とする。
- (3) 大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底のうえ、以下のとおりとする。
 - ・ 活動場所は、自校及びその周辺のための活動とする
ただし、活動拠点が校内にない場合は、当該施設を校内とみなす
 - ・ 活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とする（「いきいき運動部活動4訂版」、「文化部活動の在り方に関する方針」）
 - ・ 公式大会に合同で参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする
 - ・ 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない

<本件連絡先>

- 運動部活動に関すること
体育保健課学校体育班（078-362-3787）
- 文化部活動に関すること
高校教育課生徒指導班（078-362-3778）
- 感染防止対策に関すること
体育保健課保健安全担当（078-362-3789）